

# 令和6年度社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

近年、地域の福祉・生活課題が多様化し複雑化する中で、様々な生活課題を抱えた方々への支援体制の構築が期待されています。今後は属性を問わない包括的な支援体制を整備するとともに、住民の身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し、共に助け合う地域社会の実現が求められています。

このような中、社会福祉協議会がこれまで取り組んできた住民による地域福祉活動の支援が、地域課題の解決に向けて重要な役割を果たしています。社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、住民同士が支え合う環境づくりを進めるため、また、生活課題を抱えた方々を支援するため、これまで以上にその専門性を発揮していくことが求められています。

このため、本会では、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行い、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人、福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

## II 事業計画

### 1 組織体制の確立

#### (1) 法人組織の充実強化

社協は社会福祉法人・福祉施設や民生委員・児童委員、地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている公益性・非営利性をもった組織であることから、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性を確保するなど、一層の自覚をもった対応に努める。

- (2) 理事、監事及び評議員は、研修の一環として先進地視察を実施する。
- (3) 本社協のよりよい将来的事業を検討するための総務・財務委員会、事業委員会を積極的に開催する。
- (4) 自主財源の確保をめざし、会員会費、共同募金配分金、公費補助金、特別会費、寄付金の確保を図ると共に、委託事業の積極的受け入れ及び介護保険サービス事業収益拡大策を講じ安定した法人運営を図る。
- (5) 職員体制の確立
  - ア 本社協人事管理の基本は信賞必罰を旨とし徹底した能率実証主義を評価の基準としている。
  - イ 最少の経費で最大の事業効果を期するため必要な専任職員体制を

確立し、処遇等の条件整備及び資質向上を図るため、先進地視察等の研修の機会を職員に提供する。

- (6) (新) 須賀川市が令和6年度を始期とする「須賀川市第4次地域福祉計画」を策定したことを受け、本会においても令和元年度を始期とした「須賀川市第3次地域福祉活動計画」の計画期間が令和6年度までとなっていることから、「須賀川市第4次地域福祉活動計画」の策定を行う。

## 2 広報活動の推進

- (1) 市民に対する本社協の事業内容及び情報公開を図るため、社協だよりを4回以上発行する。
- (2) 本会ホームページの充実を図る。
- (3) 長沼・岩瀬地域に対し、本会事業の周知を図るため、支所だよりを発行する。

## 3 地域福祉の充実強化

### (1) 地域社会との連携

#### ア ふれあいのまちづくり事業

事業目的 心豊かな福祉のまちづくりを目指して、地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを実現する。

事業概要 まごころ福祉サービス事業

- ・低所得の要介護者や身体障がい者などを対象に、通院や社会参加のための移動援助を有償ボランティアにより行う。  
(30分400円)

### (2) 生活福祉活動

#### ア 生活援助資金貸付事業

事業目的 低所得世帯を対象とし、一時的な生活費として、また、次期の収入までのつなぎ資金として貸付することにより、当面の生活を支援する。

事業概要 一世帯10万円以内、貸付期間1年以内で、一時的な生活費、緊急時の医療費などのために貸付業務を行う。

生活困窮者自立支援事業との連携

#### イ 生活福祉資金貸付事業

**事業の目的** 低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指す。

**事業概要** 総合支援資金、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金（要保護世帯向け含む）の貸付業務を行う。  
生活困窮者自立支援事業との連携

#### **ウ 法外援護事業**

**事業目的** 家族、親族等を有しない単身世帯、あるいは低所得世帯を対象とし、緊急に生活費を必要とする世帯に生活資金を支給することにより生活更生を支援する。

**事業概要** 当面の生活更生資金として、3万円以内の法外援護費を支給する。

#### **エ 福祉まるごと相談窓口（重層的支援体制整備事業）**

**事業目的** 高齢者、障がい者、こども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関をつなぎながら世帯等に寄り添う支援体制の構築を図る。

**事業概要** 各種相談事業の横断的な体制整備を図り、ワンストップ型の相談体制を提供する。  
また、無料法律相談を実施し、市民の日常生活での悩みごとや困りごとを解決するため、弁護士が相談に応じる。

#### **オ 相談支援包括化推進員設置事業（福祉まるごと相談窓口）**

**事業目的** 複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に的確に対応するためには、制度ごとの相談支援機関の包括的・総合的な相談体制の構築を図る。

**事業概要** 相談支援包括化推進員を設置。

誰もが困った時に気軽に相談できる体制（地域福祉活動を実践するさまざまな関係者）を構築し、市民が抱えている課題に応えることができるよう、制度の狭間や垣根を越えた対応を行う。

#### **カ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業（福祉まるごと相談窓口）**

**事業目的** 援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をし、また、関係機関・団体などに働きかけ、地域の福祉力を高めたり、セーフティ

ネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図る。

事業概要 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を設置。

- ・福祉のサービスや支援についての疑問や質問、困っていることの相談に応じて、課題や問題の解決のために支援し、また、地域の福祉力を高めるための育成・支援や新たなサービスの開発などに取り組む
- ・福祉のサービスや支援がスムーズに行われるよう、小地域ネットワーク活動との連携をしたり、関係機関と連絡して、ネットワーク（つながり）を構築する
- ・福祉サービスの内容などについての情報提供や、参加や協力を進めるための啓発活動を行い、また、行政と協力しながら、地域で支えあい、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」に向けた取り組みを推進する

#### キ 自立支援相談窓口事業（生活困窮者自立支援制度）（福祉まるごと相談窓口）

事業目的 生活保護の受給に至らないものの、現に生活に困窮している人に、自立支援相談員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けた解決を図る。

事業概要 自立支援相談員の設置

- ・生活困窮者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる
- ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う
- ・アウトリーチ支援員により社会参加に向けてより丁寧な支援を行う
- ・関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む

#### ク 生活困窮者就労準備支援事業

事業目的 様々な事情から一般的な就労が困難であったり、求職活動が長期化するなどして地域の中で孤立し、就労意欲が低下している者に対し、就労体験の場を提供することにより社会的な居場所づくりと就労意欲の向上を図る。

事業概要 就労体験者を受け入れる企業や福祉施設等を確保し、報酬を伴わない就労体験を提供する。

- ・社会参加に向けての一歩を踏み出すための居場所づくり

### **ケ 福祉の地域づくり推進事業**

事業目的 地域に全世代を対象とした居場所をつくるため、「(例) 地域食堂」・「(例) コミュニティカフェ」を運営するボランティア団体の支援を行う。

事業概要 コミュニティソーシャルワーカー等が、「(例) 地域食堂」・「(例) コミュニティカフェ」を実施するボランティア団体の立ち上げ支援をし、すでに実施している団体については運営を支援する。

### **コ 法人後見事業**

事業目的 認知症である高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な者の判断能力を補うため、成年後見制度等の活用により、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供する。

事業概要 成年後見人、保佐人及び補助人の業務を行う。

### **サ フードバンク事業**

事業目的 安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供することにより支援を図る

事業概要 企業や個人から寄贈していただいた食品量に応じて、主に困窮世帯や子ども食堂等に対し継続的又は臨時に提供する。

## **(3) 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進**

### **ア ボランティアセンター事業**

事業目的 「ボランティア活動をしてみたい」「ボランティア活動の情報が欲しい」といったボランティアに関心のある方のために相談窓口を開設するほか、各種ボランティア講習会を開催し、ボランティアをはじめる「きっかけ」づくりを提供する。

事業概要 (1) ボランティア相談窓口の開設  
(2) ボランティア活動登録制度（個人・団体）の実施  
(3) ボランティア情報の収集（ニーズの把握）  
(4) ボランティア活動保険の加入受付と助成  
(5) ボランティア講座・研修の開催  
　・サマーショートボランティア  
　・ふれあい電話ボランティア研修  
　・まごころ福祉サービスボランティア養成講座

- ・介護予防ボランティア養成講座
  - ・長沼支所登録ボランティア研修
  - ・岩瀬支所登録ボランティア研修
- (6) ボランティア連絡協議会及び各種団体との連携
- (7) ちょこっとボランティア活動
- 一人暮らし高齢者や障がい者、高齢者世帯で日常生活でのちょっとした困りごとをご近所にいるボランティアの協力を得て解決する。(モデル地区を選定し実施)  
活動内容：ゴミ出し、電球・電池交換、日用品買い物代行 等々

#### イ 福祉教育の推進事業

- 事業目的 「福祉」に関心と理解をもっていただくために講演会や体験プログラムを作成し、学校や企業に職員を派遣するほか、「地域住民の学び」の機会を提供し、地域の福祉力を高める支援を行う。
- 事業概要
- ・出前講師、ボランティアの派遣
  - ・高齢者疑似体験
  - ・福祉機器の貸出（点字板・車いす・白杖）
  - ・体験型福祉教育の実施
  - ・防災を取り入れた福祉体験
  - ・福祉の住民の学び・気づきの場づくり

#### ウ 須賀川市災害ボランティアセンターの設置・運営

- 事業目的 災害時に須賀川市災害対策本部と連携し、須賀川市災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。
- 事業概要
- ・ニーズの調査・把握
  - ・災害ボランティアの募集
  - ・ボランティアを派遣する際の調整業務
  - ・資材の調達・管理
  - ・須賀川市防災訓練への参加協力
  - ・関係機関、団体（青年会議所、福祉施設等）との連携（協定の締結）
  - ・「災害の備え」出前講座（町内会、行政区対象）

#### （4）高齢者福祉活動

##### ア 軽度生活援助事業（長沼・岩瀬地域）

事業目的 高齢者の自立生活の助長を図る。

**事業概要** 要介護認定を受けられなかつた概ね65歳以上の高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助のサービスをする。

#### **イ なかよし会、げんきの会（高齢者のつどい事業）**

**事業目的** 家にとじこもりがちな高齢者に事業を通じ生きがいを持たせる。

**事業概要** 福祉バスの送迎により、食事会、レクリエーション、外出等を行い、高齢者同士の交流を図る。

#### **ウ 買い物支援事業（お買い物バスいってみっかー）（岩瀬・長沼地域）**

**事業目的** 買い物や外出に不便を感じている高齢者や障がい者等の利便性を図るとともに、参加者の交流を目的とする。

**事業概要** 日中使用しないデイサービスセンターの送迎車両等を使用し、スーパーなどへの送迎を行い、ボランティアの支援のもと買い物等を行う。  
(月1回の実施)

長沼ホーム、岩瀬長寿苑と合同実施

#### **エ 給食サービス事業（岩瀬・長沼地域）**

**事業目的** バランスのとれた栄養摂取の困難な高齢者等の安定した食生活の支援を図る。

**事業概要** 一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦に対して、ボランティアによる手作り弁当を配食する。

長沼地域では、春と秋の彼岸にぼたもち等の弁当を配食する。

#### **オ 福祉機器貸出事業**

**事業目的** 寝たきり等の要介護者の日常生活の安定を目指し、併せて介護者の身体的、経済的負担等を軽減する。

**事業概要** 介護支援ベット・エアーマット・車椅子等の福祉機器の無料貸出業務

#### **カ 地域包括支援センター事業（福祉まるごと相談窓口）**

**事業目的** 高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようすることを目指すもので、その実現のためには、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要がある。

「地域包括支援センター」は、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、①総合相談支援・権利擁護、②包括的・継続的ケアマネジメントといった機能を担う。

- 事業概要 ① 介護予防事業のマネジメント  
② 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援  
③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業  
④ 支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援  
⑤ 出前講座、認知症サポーター養成講座の積極的実施  
⑥ 認知症ケアの強化・充実  
⑦ 介護予防（教室）の啓発  
⑧ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への対応  
⑨ 「生活支援コーディネーター」（地域の生活支援の仕組みづくりを担う）の配置  
⑩ 認知症初期集中支援チームへの参加  
⑪ 支え合える互助の地域づくり

#### キ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

事業目的 高齢や障がい等によって、判断の能力が十分でなくなっている人も安心して暮らせるように、福祉サービスを利用していくためのお手伝いなどを行う。

- 事業概要 ①福祉サービスの利用援助  
②日常的金銭管理サービス  
③書類等の預かりサービス  
④担当職員の定期的訪問など  
⑤生活支援員の確保  
⑥関係機関に対する事業の周知徹底  
⑦成年後見（法人後見）の調査研究

#### ク ふれあい電話事業

事業目的 須賀川市内に在住する65歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族と同居をしているが日中自宅にひとりで過ごしている高齢者に電話による安否確認と世間話を行うことで、孤独感や不安を緩和し高齢者の生きがい、生活支援を行う。

- 事業概要 • 2週間に1回のペースでボランティアが利用者に電話による安否確認や話し相手を実施

- ・須賀川市民生児童委員協議会の協力により、随時利用者募集を実施
- ・「すかがわ社協だより」を利用した利用者募集を実施
- ・「傾聴ボランティア入門講習会」でふれあい電話ボランティアの募集を実施。
- ・「ふれあい電話ボランティア研修会」の開催

### **ケ 認知症カフェ事業（ボータンカフェかわせみ）**

事業目的 認知症になっても、住みなれた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるようになるとともに、認知症の家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

事業概要 ①運営内容

- ・主に認知症の人及びその家族が気軽に集える居場所を準備し、交流や仲間づくりができる環境の提供
  - ・本人及び家族の個別の希望に応じ、楽しめる内容（レクリエーション等）の提供
  - ・本人及び家族からの相談に対する適切な支援
  - ・本人及び家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境の提供
  - ・本人及び家族と地域住民等との交流が図られる環境の提供
- ②運営日時 毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- ③運営場所 須賀川市民温泉内（旧食堂）
- ④運営スタッフ 福祉系専門職及びボランティアなど
- ⑤サテライト開催 市内公民館等での開催
  - ・仁井田地域（年2回）
  - ・稻田地域（年2回）

### **コ すかがわ見守り・SOSネットワーク事業**

事業目的 認知症により徘徊のおそれのある高齢者や精神障がい者・知的障がい者等が行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見・保護できるよう、関係機関や市民と支援体制を構築し、要援護者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を作ることを目的とする。

事業概要 事前登録した認知症の疑いがある高齢者や障がい者が行方不明になった際、登録した協力者に電子メールなどで情報発信し、捜索を依頼することで、早期発見・保護を支援する。

- ・捜索支援者の登録増を図る（サポートー養成講座の開催及び周知啓

#### 発の強化)

- ・高齢者見守り QR コードの活用（行方不明者発見時の連絡先等の情報提供）
- ・模擬訓練の実施（警察、市役所などの関係機関・団体と協力し、行方不明者捜索の模擬訓練を実施、併せて本事業の周知を図る）
- ・広域捜索を想定し、近隣市町村との情報交換及び連携を図る。

#### サ 介護予防ボランティア制度

事業目的 高齢者が地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所と出番等をつくり、住民自身が運営する介護予防教室などの「通いの場」づくりを推進するとともに、高齢者自らが担い手となることによる生きがいづくりや活動を通した人と人とのつながり・交流などを創出し、結果として高齢者自らの介護予防につながることを目的とする。

事業概要 介護予防ボランティア制度に登録した高齢者にボランティア活動の実績に応じたポイントを付与し、そのポイント数に応じた助成金（転換金）を交付することによる動機づけにより、介護予防活動の普及促進を図る。

- ・事業の周知啓発活動の強化
- ・研修会・交流会の充実

#### シ 一人暮らし高齢者等訪問強化月間の設定

事業目的 新型コロナウィルス感染症の拡大により、一人暮らし高齢者をはじめとする要援護者等の訪問活動を控えざるを得ない状況を踏まえ、新しい生活様式に即した訪問方法を取り入れ、コロナ禍での訪問活動を強化する。

事業概要 要援護者等の見守りを第一義として地域で活動する民生児童委員と協働し、一人暮らし高齢者等訪問強化月間を設定し、訪問活動の強化を図る。（年4回程度）

#### ス 老人クラブ連合会に対する助成と育成支援

#### セ 須賀川市高齢者各種スポーツ大会に対する助成

#### ソ 須賀川ホームヘルパー協議会研修会に対する助成

## (5) 児童福祉活動

### ア 公私連携型保育所白鳩保育園事業

事業目的 児童福祉法及び新保育指針、その他児童福祉の関連法規等に示されている理念に基づき、乳幼児の人格形成に保育が果たす役割を強く認識し、保育目標にそって児童の心身の健全な成長発達を図ることを目的とする。

事業概要 児童福祉法に基づく幼児の保育

- ・職員の処遇改善、キャリアアップ支援
- ・地域交流事業の実施（地域に愛される保育園）

### イ 子育て支援センター事業

事業目的 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

事業概要 ①育児不安等についての相談指導  
②子育てサークルの育成及び支援  
③地域の保育資源の情報提供 など

### ウ 須賀川市立須賀川一小児童クラブ館事業

事業目的 保護者の就労などで、昼間、留守家庭の小学生を対象に、適切な「遊びの場」・「生活の場」を提供し、放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。

事業概要 保護者が昼間仕事等で家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の安全で豊かな生活時間を使ってもらうため、遊びを主とした生活指導をし、児童の健康増進を図る。

### エ 一小児童クラブ館分室事業

事業目的 放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として実施してきた放課後居場所緊急対策事業を常設の児童クラブ館とし、放課後児童の健全育成を図る。

事業概要 放課後児童クラブの利用申込（須賀川市）をしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿として、老人福祉センターに放課後児童支援員を配置し、遊びを主とした生活指導をし、児童の健康増進を図る。

## **オ 須賀川市ファミリーサポートセンター事業**

事業目的 子どもをもつすべての方が安心して子育てができる環境を目指して、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員を紹介し、相互援助活動をサポートする。

事業概要

- ・サポートセンターの管理・運営
- ・会員の募集・登録・総括管理
- ・相互援助活動の調整
- ・会員に対する講習会、交流会等の開催
- ・センターだより等広報紙の発行
- ・病児病後児保育実施に向けた調査研究

## **カ 須賀川市家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）**

事業目的 子育てを「孤育て」にしないために、親の気持ちに寄り添いながら孤独感、孤立感、悩みの解消を図る。

事業概要 6歳未満の子どもが一人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が、週に1回2時間程度訪問し、「傾聴」（親の気持ちを受け止めて話を聞くこと）と「協働」（親と一緒に家事や育児、外出などをすること）等の活動をし、子育てを支援する。

- ・事業の周知啓発活動の強化

## **キ 須賀川市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業**

事業目的 核家族や親戚が遠く、産前・産後の支援を受けられない産婦等に対し、家事援助や育児援助を行うことで、産婦等が安心して体を休めることができ、その後の育児をスムーズに行うことができるよう支援する。

事業概要 ①家事援助・・食事の準備や後片付け、洗濯、部屋の掃除、買い物など

- ②育児援助・・授乳、おむつ交換、沐浴介助など

## **ク こども家庭センター事業（母子保健機能業務）（旧子育て世代包括支援センター事業）（福祉まるごと相談窓口）**

事業目的 保健師等の専門スタッフが妊娠・出産、育児に関する様々な相談に対し、必要に応じて支援プランの策定や保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

事業概要 保健師の設置

- ・妊産婦及び乳幼児の実情把握
- ・妊娠、出産、子育ての相談に応じ、情報提供、助言、保健指導
- ・支援プラン策定
- ・保健・医療又は福祉関係機関との連絡調整
- ・母子保健事業

ケ　主任児童委員と学校との連絡協議会の組織化

コ　愛護育成会、手をつなぐ親の会に対する助成

(6) 障がい者福祉活動

ア　身体障がい者等ホームヘルプサービス事業（障害者総合支援法）

事業目的　要支援状態にある身体障がい者等に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要　要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ　身体障がい者デイサービス事業（地域支援事業　日中一時支援）（須賀川市デイサービスセンター）

事業目的　要支援状態にある身体障がい者等に対し、適正なデイサービス事業を提供する。

事業概要　要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

ウ　「声の広報」CD・テープ貸し出し事業

事業目的　視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等の内容を朗読、録音されたCD、テープを提供することにより、視覚障がい者の情報環境の向上を図る。

事業概要　視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等を朗読ボランティアにより朗読、録音されたCD、テープを複製、貸し出しを行い視覚障がい者の求める福祉制度等の情報を提供する。

また、録音CD、テープの受け渡しについては、郵便事業株式会社

の特定録音物等郵便物発受施設の指定を受けた、郵便（無償）により行う。

- ・音訳ボランティアの養成（音訳入門講習会の実施）

### **エ 相談支援事業（福祉まるごと相談窓口）**

事業目的 障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。

- 事業概要 ①福祉サービスの利用援助  
②社会資源を活用するための支援  
③社会生活力を高めるための支援  
④専門機関の紹介  
⑤地域自立支援協議会の運営  
⑥相談支援強化事業に関すること  
⑦指定一般相談支援事業（地域移行支援及び地域定着支援）  
⑧指定特定相談支援事業（障害福祉サービス計画相談支援）

### **オ 基幹相談支援センター事業 ((広域) 須賀川市、鏡石町、天栄村)**

#### **(福祉まるごと相談窓口)**

事業目的 相談支援の拠点として総合的な相談業務及び権利擁護事業等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図る。

事業概要 精神保健福祉等の配置

- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等
- ・相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等
- ・相談支援従事者の育成
- ・相談支援体制の強化
- ・権利擁護
- ・重症心身障害児者のレスパイトケア（在宅介護者のサポート）体制整備に係る関係機関との連携・協力

### **カ 障がい者地域活動支援センター事業 ((広域) 須賀川市、鏡石町、天栄村)**

事業目的 地域で暮らす障がい（身体・精神・知的）を抱えている方を通わせ、創作活動又は生産活動の機会の提供と地域社会との交流を図る。

事業概要 ①基礎的事業

- ・フリースペースの提供（市民温泉食堂跡）
- ・創作活動（手工芸品などの制作）

- ・様々なプログラム提供（料理講座、パソコン教室など）
  - ・公園の掃除などの環境美化活動
  - ・レクリエーション（カラオケや季節のイベントなど）
  - ・地域イベントへの参加
  - ・日常生活相談
- ②機能強化事業
- ・体力づくり（散歩や体操、ストレッチなど）
  - ・対人関係のトレーニング
  - ・ボランティアへの参加
  - ・地域行事への参加
  - ・近隣福祉施設等との交流

#### キ 身体障害者福祉社会に対する助成事業

#### ク 手をつなぐ親の会に対する助成事業

### （7）介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）含む）

#### ア 訪問介護事業

事業目的 要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要 要介護等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

また、総合事業へも適切に対応する。

#### イ デイサービスセンター事業（須賀川、いわせ）

事業目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護を提供する。

事業概要 機能訓練・介護サービス・介護方法の指導・健康チェック・送迎サービス・給食サービス・入浴サービスを提供する。

また、総合事業へも適切に対応する。

### （8）その他の福祉活動

#### ア 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の積極的展開

- ・共同募金運動 10月1日～10月31日（一般募金）  
封筒募金の推進

### 法人、企業、商店への募金箱の設置

11月1日～11月30日（法人・大口募金）

・歳末たすけあい運動 12月1日～12月31日

#### ①歳末たすけあい募金見舞金配分事業

事業目的 新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としている世帯等  
～歳末見舞金を支給し、あたたかいお正月を迎えていただく。

事業概要 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい児者世帯、一人  
親世帯、要保護世帯のいずれかに該当し、かつ市民税が非課税の  
世帯に対し見舞金を支給する。（自己申請方式）

#### ②三世代交流事業（通年事業）

事業目的 高齢社会・少子化・核家族化の進行に伴い、世代間交流が希  
薄になっていると言われる現代において、歳末たすけあい募金運  
動の時期に、町内会・区で集会所などをを利用して地区の高齢者や  
障がい者、子どもたちとの交流を図る。

事業概要 事業を実施する場合、町内会・区に対し、助成金を交付する。  
町内会・区役員等が事業を企画・実施するにあたり、本会が支  
援するよう努めます。

#### ③その他 各募金の助成事業の実施

### イ 福祉バス運行事業

事業目的 民間事業と競合することなく、市民福祉の増進及び研修に限り使  
用し利便を図る。

事業概要 須賀川市内の高齢者、母子、心身障がい者等の団体がその本来の事  
業を行うとき、及び公共の用に供する場合に運行する。

### ウ 民生児童委員協議会事務局の受託運営

### エ 各種福祉団体の援助（分会的事務の援助）及び協力

### オ 遺族連合会に対する助成